

一般財団法人藤岡記念教育財団

藤 岡 記 念 奨 学 金

令和 7 年度募集要項

本奨学金の趣旨 ——

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な経済系学部 に在籍する大学生に
向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与しようとするも
のです。

本奨学金の特色 ——

- ・ この奨学金は給付型のため返還義務はありません。
- ・ 奨学生の進路等についてこの法人は関与いたしません。
- ・ 他の奨学金を受けている場合でも応募いただけます。

1. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 日本国籍を有すること
- (2) 国内の大学の経済系学部※に在籍する学部3年生であること
- (3) 応募締切日時点で年齢25才以下であること
- (4) 経済的な理由により学費の支弁が困難であること
- (5) 就学状況及び生活状況について適時報告できること

※経済学部、経営学部及び商学部、並びにこれらに類するもの（例：政治経済学部経済学科、
社会・国際学群社会学類経済学主専攻、理工学部経営工学科）

<応募の目安※>

- ・ 学業成績：GPA (Grade Point Average) が3.0以上であること
- ・ 家計状況：収入・所得が下表に記載の金額以下であること

世帯人数	給与所得者 (源泉徴収票の <u>支払金額</u>)	給与所得者以外 (確定申告書等の <u>所得金額</u>)
2人世帯	500万円	200万円
3人世帯	600万円	250万円
4人世帯	700万円	300万円
5人世帯	800万円	370万円
6人世帯	900万円	440万円

※この目安は、応募の是非を検討される際の一指標としてご参考いただきたい情報であり、
応募条件ないしは合格基準を意味するものではありません

2. 募集期間

令和7年4月1日～5月31日

3. 給付金額／給付期間／給付時期

・給付金額

年額 48 万円

・給付期間

2 年間（学部 3 年次・4 年次）

・給付時期

7 月下旬に年額を一括給付

4. 採用人数

10 名

5. 応募手続

(1) 応募書類

- ① 奨学生願書（所定の様式を用いて作成したもの）
- ② 在学証明書（在学期間が発行するもの）
- ③ 成績証明書（在学期間が発行するもの）
- ④ 住民票の写し（同一世帯内全員分の記載があるもの）

- ⑤ 所得を証明する書類（家計支持者の所得を証明できるもの）
- ⑥ 個人情報取り扱いに関する同意書（所定の様式を用いて作成したもの）

※「応募書類の手引き」を必ずお読みの上でご用意ください。

※①、⑥の様式はホームページからダウンロードしてください

（２）応募方法

応募書類一式をこの法人宛に郵送してください。

※直接の持参は受け付けておりません

※応募締切は令和 7 年 5 月 31 日必着とさせていただきます

（３）応募・問い合わせ先

一般財団法人藤岡記念教育財団 事務局 奨学金事業係

〒601-8414

京都府京都市南区西九条蔵王町 62 番地

TEL : 075-585-8558

FAX : 075-585-8558

Mail : contact@fujioka-educationalfoundation.org

URL : <https://fujioka-educationalfoundation.org/>

6. 選考及び採用の決定

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が採用を決定します。

- ・選考結果は採否に関わらず令和 7 年 7 月中旬に本人及び在学期に書面で通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由についてはお答えいたしません。
- ・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とします。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

7. 選考方法

書類選考により審査します。

8. 奨学金の給付

指定口座への振込払いとします。

9. 奨学生の義務

奨学生となった方には、学部4年次に在学証明書・成績証明書、卒業年に卒業証明書・成績証明書を提出いただきます。また、就学状況・生活状況について確認を求められた際は、すみやかに応じていただく必要があります。

10. 届出

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出ていただく必要があります。

- 一 休学、復学、転学（留学含む）又は退学したとき
- 二 停学、除籍その他の処分を受けたとき
- 三 正規の最短修業年限で成業の見込がなくなったとき
- 四 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき
- 五 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- 六 氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

11. 奨学金の休止、停止、廃止

奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を休止、停止、又は廃止することがあります。

- 一 休学、転学（留学含む）又は退学したとき
- 二 停学、除籍その他の処分を受けたとき
- 三 正規の最短修業年限で成業の見込みがなくなったとき
- 四 負傷、疾病等のため就学の継続が困難となったとき
- 五 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- 六 学業成績が著しく不良となったとき
- 七 応募書類等の提出書類に虚偽・不正があるとき
- 八 奨学生の義務を怠ったとき
- 九 その他、奨学生として適当でない事実があるとき

応募書類の手引き

1. 「奨学生願書」について

〔全般〕

所定の様式を使用し、必要事項を記載してください。

※様式は本法人ホームページからダウンロードいただけます

※署名欄には必ず応募者本人の印鑑（認印可）を押印してください

※「消せるボールペン」等は使用しないでください

〔E-mail アドレス〕

E-mail アドレスを記載してください。

※E-mail アドレスがない場合には新規に取得してください

※迷惑メール等のフィルタリング設定は解除してください

〔帰省先〕

帰省先がある場合に記載してください。

〔学歴・職歴等〕

中学校卒業から現在までの学歴を記載してください。

また、職歴（アルバイト含む）がある場合は併せて記載してください。

〔世帯状況〕

同一世帯で生計を一にしている方全てを記載してください（父母、祖父母、兄弟姉妹等）。

※応募者本人についても記載してください

※次の場合は、別居していても記載してください。

- ・通学等の関係で自宅（親元）を離れて居住しているとき
- ・父母・祖父母等が家計を支えているが、勤務地等の関係で別居しているとき
- ・別居していても家計を補助したり、家計から補助を受けている方がいるとき
- ・同居している父母・祖父母等が、病気療養等のために一時別居しているとき

「続柄」は応募者本人からみた関係を記載してください。

「年齢」は応募時点の年齢を記載してください。

給与所得者の場合は、「給与収入（控除前）」に記載してください。

給与所得以外に所得がある場合には、「給与以外の収入」に総所得金額（基礎控除等の「所得控除」を行う前の金額）を記載してください。

〔他の奨学金の受給状況〕

他の奨学金を受給している場合のみ、その情報を記載してください。

〔出願理由〕

出願動機、自己PR、家庭事情など、選考にあたり特に知ってほしいことを自由に記載してください（スペースが足りない場合は別途添付してください）。また、次の（a）～（k）にあてはまる事実がある場合は、必ずその旨の記述を含めるようにしてください。

- （a）特定科目の成績が著しく優秀である
- （b）学内で表彰等の特別な成果を収めている
- （c）部活動等で著しい成果を収めている
- （d）学外での活動で著しい成果を収めている
- （e）語学力等の専門能力が著しく優れている
- （f）両親又は片親がない
- （g）家計支持者が重度の疾病・障害により就労困難、又は失職等の状態にある
- （h）重病人、要介護者等がいることで家計状況が逼迫している
- （i）本人の他に就学者や収入のない世帯員が多くいる
- （j）天災や事故により家計状況に甚だしい打撃を受けている
- （k）本人の就労による収入が世帯収入の多くを占めている

2. 「在学証明書」について

在学期間が発行する在学証明書を取得してください。

3. 「成績証明書」について

在学期間が発行する成績証明書を取得してください。

※大学3年次から新しい大学に編入した場合は、前の大学のものを取得してください

※成績証明書にGPA（Grade Point Average）の記載がない場合は、在学期間にご相談の上でGPAを算出いただき、その算出根拠とともに別紙（様式を問いません）に記載したものを「成績証明書」と合わせてご提出ください

※GPA制度を導入していない大学の場合は、上記別紙のご提出は不要です

4. 「住民票の写し」について

同一世帯全員の記載のあるものを取得してください。

5. 「所得を証明する書類」について

家計支持者全員の前年の所得を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、前年の確定申告書控えの写し、その他公的機関発行の所得を証明できる書類のうちいずれか一点）を用意してください。

例）給与所得者の場合：前年の源泉徴収票の写し

給与所得者以外の場合：前年の確定申告書控えの写し

6. 「個人情報取り扱いに関する同意書」について

本法人ホームページの「個人情報保護に関する基本方針」を確認した上で、所定の様式に応募者本人が署名捺印してください。